資源の有効な利用の促進に関する基本方針の一部改正（案）に対する意見公募の結果について

令和８年３月３１日
経済産業省　ＧＸグループ
資源循環経済課

資源の有効な利用の促進に関する基本方針の一部改正（案）に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、別紙１のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

なお、意見募集を実施した際の省令（案）からの修正は別紙２のとおりです。

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和８年２月１３日（金）～令和８年３月１５日（日）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

（１）提出意見数：２件

（２）提出意見の概要及びそれに対する考え方：別紙のとおり。

※なお、幅広く御意見をお寄せいただきましたところ、本件意見募集とは直接関係のない御意見（１件）に対して、経済産業省としての考え方は示しませんが、承っております。また、同一の方からの御意見につきましては、１件と整理させていただいております。

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省　ＧＸグループ　資源循環経済課
ＴＥＬ：０３－３５０１－４９７８

【別紙１】御意見とそれに対する考え方

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	資源の有効な利用の促進に関する基本方針（改正案）に対し、対象機器の範囲設定の考え方について意見を提出いたします。結論として、複写機に比重を置いた記述だけでは、家庭や小規模事業者が保有するスキャナ、レーザープリンター、複合機などの回収・再資源化の実効性が担保されにくく、また小型家電リサイクル法との関係を理由に除外する整理は、政策目的から見て合理性が弱いと考えます。 第一に、制度設計の役割分担の観点です。小型家電リサイクル法は主に排出段階の回収・再資源化ルート整備に軸足があり、資源有効利用促進法の基本方針は上流の設計・製造・情報提供・事業者体制整備を通じて、分解性や再生材利用、部品の再使用を促す性格が強いはずです。つまり、同一製品が両制度の射程に入ることは「重複による無駄」ではなく、ライフサイクル上流と下流をつなぐ「補完関係」です。下流の回収法制があるから上流の設計・情報面の誘導を弱める、という整理は、政策ミックスとして理論的に整合しません。 第二に、実務上の排出実態と回収効率の観点です。家庭用のプリンタやスキャナ、複合機は、自治体回収や不用品回収、リユース流通、保管放置など、排出経路が多様になりやすい一方で、機器の解体容易性や材質情報、再生材比率、部品再使用の可否が製品側で整っていないと、回収後の分別・再資源化コストが上がり、結果として回収率や歩留まりが伸びにくくなります。レーザープリンター等は樹脂筐体、金属部材、基板類、モーター類、トナー関連部材などが混在し、再資源化の成否は設計段階の配慮に強く依存します。ここを基本方針側で明確に押さえないと、制度目的である資源循環と脱炭素化再生資源の利用拡大が、家庭・小規模領域で空洞化します。 第三に、消費者行動とリスクの観点です。複合機や一部プリンタは、スキャン画像や送信履歴、ネットワーク設定などが機器内に残り得ます。排出時の不安があると、適正ルートに出さず保管・放置に流れやすく、資源回収の阻害要因になります。回収を促すには、設計面の対応だけでなく、機器内データの消去手順や初期化の分かりやすい表示、回収時の取扱い方針など、情報提供まで含めた「戻しやすさ」を制度的に後押しする必要があります。これは回収ルート整備だけでは完結しません。 以上を踏まえ、基本方針において、次の方向での整理の明確化をご検討いただきたく存じま	本件基本方針の一部改正（案）において、複写機に関しては、その修理事業者及び賃貸事業者の位置付けを明確にするためのものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、資源有効利用促進法において対象とする複写機については、「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第二の四の項の上欄に規定する複写機に関する省令」（平成 13 年経済産業省令第 50 号）第１条及び「複写機の製造等の事業を行う者の再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成 13 年経済産業省令第 81 号）第１条に規定しているとおりです。

	す。家庭用を含むプリンタ、スキャナ、複合機を、複写機に準じる対象として明示すること。少なくとも「複写機」の定義・運用上、複合機や家庭用機器が実務的に含まれるのかを分かる形で示し、対象外とする場合は、なぜ基本方針上の上流措置まで外すことが合理的なのか、政策目的との関係で説明可能な根拠を添えること。加えて、上流措置として、分解・分別の容易化、再生プラスチック等の利用拡大、部品の再使用を妨げない構造、含有物質・材質・再生材比率等の情報提供、輸入販売事業者を含む事業者体制整備を、家庭・小規模領域の機器にも横串で適用する方針を明記すること。小型家電リサイクル法との関係については、「回収スキームは別制度であっても、設計・情報提供・再生材利用の誘導は本基本方針の対象として併存し得る」と整理した方が、政策全体として合理的です。 この見直しは、制度間の重複を増やす話ではなく、上流の設計誘導と下流の回収・再資源化を接続し、家庭・小規模市場というボリュームゾーンで資源循環の実効性を上げるための整合化です。結果として、回収後工程の負担を下げ、再生材利用の拡大と脱炭素化への寄与を同時に押し上げる効果が期待できます。改正案の最終化にあたり、対象範囲と制度間の役割分担の記述を、より明確かつ一貫した形で反映いただければ幸いです。	
2	（11）密閉形蓄電池に係る再生資源について、 ・中国に権益を握られているリチウムを入れないのは不自然。LFP タイプを作る事業者は対象外であるかのように捉えられる。 ・「当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他再生資源の利用の促進に係る事項の機器等への表示等に努めること。」という条文は変更されていないが、結果として非表示、隠された箇所での表示、視認性の非常に悪い表示を認めてしまっている。改正法では「努めること。」ではなく「機器等に表示すること。」、その基準を政令、規則で規定することに触れないと、実効性が伴わず資源利用効率が改善しない。また、順守しない事業者の製品の流通を規制しないと、ルールが社会に浸透しない。	本件基本方針の一部改正（案）において、指定再資源化製品については、電源装置、携帯電話用装置及び加熱式たばこデバイスに関する事項を追加するものであり、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用する製品自体の位置付けは従前のとおり変わっていないほか、具体的な判断のための基準については、別途、個別に省令として措置するものであるため、原案のままとさせていただきます。
	(11)密閉形蓄電池に係る再生資源について ・「密閉形蓄電池を再生資源として利用する事業者等は、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、再生された鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備等を推進するとともに、使用済密閉形蓄電池に係る再生資源の安定的引取体制の整備を図ること。」	資源有効利用促進法は、資源の有効な利用の促進を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資すること等を目的としており、指定再資源化製品については、指定再資源化事業者に対して技術的・経済的に可能な範囲において自主回収・再資源化を求めるものですが、必ずしも再

	この内容は、中国の購買力を背景とした国内中華系、商社による海外への資源流出、およびそれらを取り扱う事業者の遵法性を無視したコスト優先体制、さらには、一般廃棄物の対象であることによる抱き合わせ有価の横行などがボトルネックであり、事業者の投資、体制整備を阻んでいる。 国の責務として、国内の適正な事業者が同じ土俵で事業展開できるような法整備をすることが前提であり、国の責務として明記すべき。 また、再生資源が海外製でもよいと読めるため、経済安全保障の観点から国内での再生資源化を強調すべきである。	資源化を国内で行うことを求めるものではないため、原案のままとさせていただきます。

【別紙２】意見募集を実施した際の省令（案）からの修正

資源の有効な利用の促進に関する基本方針の一部改正について、意見募集を実施した際の一部改正（案）からの修正箇所は、下記のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	９ページ改正後欄	「金属製家具修理事業者」とすべきところ、「金属家具修理事業者」となっていたため修正。	技術的修正
2	16 ページ改正後欄	「再生部品としての利用が可能な原材料の部品等」について、明確化のために「再生部品としての利用が可能な部品等」と修正。	技術的修正
3	32 ページ改正後欄	「努める」とすべきところ、「務める」となっていたため修正。	技術的修正
4	32 ページ改正後欄	「プラスチック製容器包装に入れられ又は」について、「プラスチック製容器包装に入れられ、又は」と修正。	技術的修正
5	33 ページ改正後欄	「プラスチック製容器包装」とすべきところ、「プラスチック容器包装」となっていたため修正。	技術的修正
6	36 ページ改正後欄 37 ページ改正後欄	「基板」とすべきところ、「基盤」となっていたため修正。	技術的修正

※上記のページ数は、パブリックコメント募集において掲載した一部改正（案）におけるものになります。